

木更津市市民活動支援センター登録取消・効力停止通知書

第 号  
年 月 日

様

指定管理者

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定により下記のとおり登録を取消し・停止したので通知します。

記

- 1 団体の名称
- 2 団体の代表者の氏名
- 3 登録日、登録番号
- 4 取消・停止年月日
- 5 取消・停止とした理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。